

農産物等輸出拡大施設整備事業

～産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた
広域集荷環境の整備～



「強い農林水産業」の構築を推進するため、国産農産物の輸出の拡大に必要な集出荷貯蔵施設や処理加工施設等の産地基幹施設の整備を支援します。

農林水産省

令和5年12月

1. 趣旨

2030年までに5兆円という農林水産物・食品の輸出額目標の達成に向けた、高品質な我が国の農産物の一層の輸出拡大により「強い農林水産業」の構築を推進するため、国産農産物の輸出拡大に必要な産地基幹施設の整備を支援します。



2. 輸出拡大に向けた取組

事業実施主体は、国産農産物の輸出拡大に必要な施設の整備と併せて、輸出先の求める品質管理や衛生基準等に対応するために必要となる

- ① GAP認証の取得(GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP等)
- ② HACCP等認定の取得
- ③ 有機JAS等認証の取得
- ④ その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等
(CA(環境制御型)貯蔵施設等)の導入

のいずれかの取組を行い、輸出向け出荷量又は輸出額の拡大を図ります。

長期間の品質維持を可能とする処理・加工施設(CA貯蔵※施設等)



長期間品質を維持することで、輸出先国の需要時期に合わせた供給を可能とする青果物の長期保存体制を構築

※貯蔵庫内の酸素の減少や低温管理等により、貯蔵青果物の呼吸を極力低減することで、青果物に含まれる成分の減耗を防止し、食味や食感を長期間維持する貯蔵方法

3. 事業実施主体

事業実施主体は、都道府県、市町村、農業者の組織する団体、民間事業者等です。

4. 事業実施までの流れ

地域
段階

輸出拡大に向けた方針を明確化

成果目標の設定

- ・輸出向け出荷量又は出荷額の増加割合10%以上
- ・輸出向け出荷額の1千万円以上増加 等

目標達成のための施設整備

市町村を經由し、都道府県へ事業実施計画の提出

都道府県段階での審査・取りまとめ

- ・都道府県実施計画の策定
- ・成果目標の妥当性について審査
- ・地域提案について審査

都道府県計画を国へ提出

事業要望の取りまとめ、都道府県への配分

- ・各地区の成果目標の高さ等に基づき、都道府県ごとに交付金を配分

交付（交付に当たって、成果目標の妥当性について国と協議）

都 道 府 県

☆予算の割り振りは都道府県の裁量☆

A市

B町

C村

D町

a地区

b地区

c地区

d地区

e地区

f地区

g地区

h地区

都道府県
段階

国
段階

都道府県
段階

地域
段階

5. 対策の概要

(1) 農産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備

国産農産物の輸出拡大に取り組む産地において必要となる産地基幹施設の整備を支援します。

(2) 農産物の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備

国産農産物の輸出拡大に向け、不特定多数の産地から国産農産物を集荷し、出荷・加工を行うために必要な施設の整備を支援します。

1. 採択要件

- 受益農業従事者(農業の常時従事者(原則年間150日以上))が5名以上であること

- 成果目標の基準を満たしていること

【農産物】

①<輸出実績がある場合>

輸出向け出荷額1千万円以上で、かつ、輸出向け出荷量又は出荷額の増加割合10%以上増加

<輸出実績がない場合>

総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合6%以上

②輸出実績の有無にかかわらず、輸出向け出荷額の1千万円以上増加

※目標年度までの輸出累計額が補助金額(国費)とおおむね同等以上となる又は輸出向け出荷額・量が施設の取扱額・量の概ね1割以上となる必要

- 面積要件等を満たしていること
- 原則として、総事業費が5千万円以上であること
- 費用対効果分析を実施していること(1.0以上であること)
- 輸出事業計画を策定していること(又は策定することが確実であること)
- GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)の会員であること

2. 交付率

都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内の補助率となります。)

3. 対象施設

- 農産物産地基幹施設整備

農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設(CA貯蔵施設等)、生産技術高度化施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設 等

6. ポイント制度と配分方法

①成果目標に基づくポイント

- 1 事業実施主体は、輸出向け農産物の出荷量又は出荷額の増加等の輸出拡大に向けた成果目標を設定します。
- 2 成果目標(取組)の水準に応じてポイント化し、ポイントの高い順に配分対象を選定し、都道府県に配分対象の国費要望額を一括で交付します。
- 3 達成すべき成果目標は、目標が高いほど高ポイントとなります。加えて、輸出先の求めるGAP認証やHACCP認定の取得等を行うことでポイントが加算されます。

【ポイントの例】

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
農産物 共通	農産物で既に輸出実績がある場合は、輸出向け出荷額1,000万円以上で、かつ、輸出向け出荷量又は出荷額の増加割合	・以下の中から1つを選択 ①直近5年間に農産物に関しての輸出実績があること。 ……………5ポイント
	50%以上……………20ポイント 40%以上……………16ポイント 30%以上……………12ポイント 20%以上……………8ポイント 10%以上……………4ポイント	②輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること。……………5ポイント ③輸出先の求めるGAP認証を取得していること・4ポイント ④HACCP等認定を取得していること……………4ポイント ⑤ハラル認証を取得していること……………4ポイント ⑥事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること……………3ポイント ⑦輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること……………2ポイント ⑧輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること…1ポイント ⑨輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること……………1ポイント 等
	・上記に加え以下の取組を選択することでポイントを加算(上限25ポイント) ①輸出先の求めるGAP認証を取得すること……………2ポイント ②HACCP等認定を取得すること……………2ポイント 等	

※ 実施主体は1つ(広域集荷環境の整備の場合は2つ)の目標を選択(30点満点)。

②輸出産地リストとの連携ポイント加算

以下の取組を行っている場合には、①の成果目標に基づくポイントに加えポイントが加算されます。

○輸出産地としてリスト化された産地において施設整備を行う場合、1ポイントを加算します。

※ このほか、都道府県加算ポイントあり。

7. 対策の評価

成果目標の設定と達成状況の評価

- ① 事業実施主体は、農産物の輸出拡大に向けて、成果目標を設定します。成果目標の目標年度は、事業実施年度から5年以内として設定します。
- ② 事業実施主体は、事業実施から目標年度までの間は、毎年度、事業実施状況を都道府県に報告します。また、目標の達成状況の評価は、目標年度の翌年度に自ら評価を行い、都道府県に報告します。
- ③ 都道府県知事が目標年度の成果目標が達成されていないと判断した場合は、当該事業実施主体は、都道府県から必要な改善措置を受けることとなります。



成果目標の達成
状況の評価



お問い合わせ・申し込み先一覧

○各種通知・様式などは、農林水産省Webサイトでご覧いただけます。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/index.html



北海道農政事務所 生産経営産業部生産支援課 担当：地域指導官

☎ 011-330-8807

☐ www.maff.go.jp/hokkaido/



東北農政局

生産部生産振興課 担当：地域指導官

☎ 022-221-6179

関東農政局

生産部生産振興課 担当：地域指導官

☎ 048-740-0407

北陸農政局

生産部生産振興課 担当：地域指導官

☎ 076-232-4302

東海農政局

生産部生産振興課 担当：地域指導官

☎ 052-223-4622

近畿農政局

生産部生産振興課 担当：地域指導官

☎ 075-414-9020

中国四国農政局

生産部生産振興課 担当：地域指導官

☎ 086-224-9411

九州農政局

生産部生産振興課 担当：地域指導官

☎ 096-211-9111(内線4440)

☐ 地方農政局Webサイト一覧

www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/kyoku.html



内閣府沖縄総合事務局

農林水産部生産振興課担当：課長補佐(農産)

☎ 098-866-1653

☐ www.ogb.go.jp/nousui/



農林水産省 農産局総務課生産推進室 担当：企画調整班、事業推進班

☎ 03-3502-5945

www.maff.go.jp

